

令和8年5月20日
四国運輸局自動車交通部

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設（事業用自動車）の
使用停止処分等について

四国運輸局は、無許可運送事業者に対して名義貸しを行ったとして、当該トラックを運行していたハロー運送有限会社に監査を実施したところ、法令違反が確認されたため、下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止の行政処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 処分年月日：令和8年5月15日
2. 対象事業者
 - ・事業者名：ハロー運送有限会社（法人番号2480002007448）
 - ・事業者住所：徳島県徳島市佐古六番町8番12号
 - ・代表者：脇川 利晴
 - ・営業所：本社営業所（徳島県徳島市佐古六番町8番12号）
 - ・保有車両数：3両
3. 処分内容
 - 【事業停止処分】
本社営業所の事業停止期間30日間
（令和8年5月20日～令和8年6月18日）
 - 【輸送施設（事業用自動車）の使用停止処分】
本社営業所の事業用自動車160日車
使用停止2両×80日（令和8年6月19日～令和8年9月6日）
この処分により付された違反点数は46点（累積違反点数46点）
4. 監査の概要
令和6年2月15日及び同年2月21日、令和8年2月5日に本社営業所に対し監査を実施したところ、名義貸し行為（貨物自動車運送事業法第27条第1項）他11件の関係法令の規定に違反する事実が確認されました。
5. 違反の内容
 - 【事業停止にあたる違反】
 - ① 名義貸しを行っていたこと
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）
 - 【使用停止にあたる違反】
 - ② 営業所に配置する車両数等について事業計画に定めるところに従っていなかったこと
（貨物自動車運送事業法第8条第1項、貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第3号）
 - ③ 運転者等に対する点呼の実施が全て不適切であったこと
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項）
 - ④ アルコール検知器を備えていなかったこと
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項）
 - ⑤ 運転者等に対する点呼の記録簿に不実記載を行っていたこと
（貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）

- ⑥ 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- ⑦ 高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

【文書警告にあたる違反】

- ⑧ 事業用自動車の定期点検整備を実施していなかったこと (未実施1回2両)
(貨物自動車運送事業法第17項第1項第2号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3道路運送車両法第48条)
- ⑨ 点検整備記録簿の記載が不適切であったこと
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3道路運送車両法第49条)
- ⑩ 運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- ⑪ 高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと
(貨物自動車運送事業法第17条第4項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- ⑫ 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかったこと
(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

《問い合わせ先》
四国運輸局自動車交通部
自動車監査官 山本、三宅
電話：087-802-6774